

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	石原	久保谷	起案	27・9・8
						決裁	27・9・9
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 4 回 シンボル事業③調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 27 年 9 月 7 日 (月) 午前 10 時 0 分 ~ 午後 11 時 45 分	
開催場所	東庁舎 1 階会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	財産管理課主任主事 (財産管理担当)
	高齢介護課主査(在宅高齢者支援担当)	生涯学習課課長代理 (生涯学習担当)
	こども育成課主任主事(こども育成担当)	北公民館長
	市民自治振興課主任主事 (市民活動支援担当)	
	事務局 公共施設再配置推進課主査	
議 題	1 「小規模地域対応施設の無償譲渡」について	
	2 「開放型自治会館の定義」と「機能補完補助」について	
配付資料	資料 1 シンボル事業③誘導支援策	
会 議 結 果		
① 無償譲渡方針(案)について		
・ I-②「設置目的を継承」 ⇒ 「設置目的の全部及び一部を継承」に修正		
・ 使用目的の機能の維持期間について、5年とするが、建物の償却が5年を超える期間が存する場合はその期間とする		
・ IV「譲渡に係る一切の経費」 ⇒ 「譲渡に伴う一切の経費」に修正		
・ 譲渡前の修繕は、一律の規準ではなく、予算等を踏まえた交渉の中で判断する。		
・ 機能維持について、老人いこいの家については、指定管理として、現在もある程度機能が有され運営をしていることから心配はないが、児童館については、試行期間を設け、運営が可能か検証してみることも必要ではないか。 ⇒ 児童館の試行について検討し、方針の中に項目を追記する。		
・ 施設の地区内に自治会館があるかの情報が必要である。		
・ NPO法人等への移譲については、団体の審査をより慎重に行うべき。		
・ 児童館については、利用者が極端に少ないところは整理するなど、再配置計画以前に個別的な計画が必要ではないか。		
② 機能補完補助基準(案)について		
・ レンタルスペース(貸室)について、営利目的利用も可能とする場合、現状の公の施設の機能補完としての意味合いとは異なるのではないか。		
・ 公益目的事業について、自治会が主体となって実施するものでなく、他の事業主体がその部屋を借りて実施する場合でも良しとするか。自治会主体にこだわるか。 ⇒ 自治会主体・主催でなくても、その建物が自治会館として使われているだけでなく、プラスして地域住民が他の公的サービスが受けれるようになるといった意味では、委託や他の主体であっても良いのではないか。		
・ 条件については、具体例を例示し、わかりやすくする必要がある。		
・ 機能の維持期間10年について、国の補助金等の例から10年としたが、本体の補助とのバランスを考慮し検討していく。		
・ 5年間は報告書の提出を求める、また、報告は求めないが、書類等の整備をしていただいた上で必要があればいつでも検査する方法なども考えられる。		
・ 本体補助や既存の自治会館で実施している事業等がある中で、それらとこの上乗せ補助との違いをつけるためにも、実績報告を求めることが必要ではないか。		
・ 機能補完補助の定義については、引き続き検討していく。		
備考		